

## 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1 改正の趣旨

事務官等の採用について、現在、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第22条第1項に規定する試験によって身体検査を含む採用試験を行っているのは防衛省専門職員採用試験のみであり、他の採用区分と身体検査の取扱いに差異が生じていることに伴い、事務官等の採用試験の方法において身体検査の必要性を再度検討したことから、事務官等の試験の方法から身体検査を削るものである。

### 2 改正の概要

- （1）事務官等の採用試験の方法から身体検査を削る。（第21条及び第22条関係）
- （2）その他所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和8年8月中